

第3期松戸市子ども総合計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）手続きの実施結果について

- 1 意見募集期間 令和7年1月6日（月）から 令和7年2月5日（水）まで
- 2 意見提出者数 12者（個人：10・団体：2）
- 3 意見件数 54件
- 4 意見の内容 下表のとおり
- 5 修正の有無 あり（意見を受けて修正したもの：6件）

No	意見の内容（要旨）	市の考え方	修正の有無	修正の内容
(1) 計画全般について：1件				
1	本計画全体をみると、「施策の背景」「保護者の声」「統計データ」等の背景や根拠等が具体的に示されており、合理的根拠に基づく政策立案（EBPM）を徹底したものと推察されますので、「第1章 はじめに」でその旨を記載してはどうでしょうか。	ご案内のとおり、本計画では、施策の効果をより一層向上させるとともに、行政に対する信頼確保を図るため、基本施策の設定に当たっては、その背景や根拠等を可能な限り具体的にお示ししたものですので、第1章にその旨を追記させていただきます。	あり	p.1～8：「第1章 はじめに」において、以下のとおり第8節を追記します。 第8節 EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進 <u>少子高齢化の進展等、経済や社会の構造は急速に変化し、財源や資源が限られる中、より効果的な子ども施策を多面的に展開し、市民から信頼される行政を運営していくためには、子どもやその家庭をめぐる状況に関するデータ等、証拠や根拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）を推進していく必要があります。</u> <u>本計画では、特に「第5章 施策の展開」において、基本目標や基本施策の設定根拠となった、「子ども・若者からのメッセージ」、「施策の背景」、「保護者の声」、「統計データ」を具体的に示すことで、子ども施策におけるEBPMの徹底、推進を図っています。</u>
(2) こどもの権利の保障について：10件				
2	計画にある事業を実施するに当たっては、こどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益や意見を尊重することを大切にしてください。	本市としましては、同様の考えで、基本目標1として「こどもが権利の主体となり、常にこどもの最善の利益が尊重される」、基本施策1-1として「こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させる」を掲げております。	なし	—
3	経済的困窮、障害等の困難を抱えるこどもや、外国籍等、多様なルーツを持つこどもの意見を聴取、反映させる取組を明記してください。	本計画では、基本理念の中に「こどもが思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって、差別的取扱いを受けることがなく、夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびと挑戦でき、将来を切り開くことができる。」という思いを込めており、その上で、基本施策1-1として、「こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させる」を掲げております。	なし	—

No	意見の内容(要旨)	市の考え方	修正の有無	修正の内容
4	こどもが安心して意見表明できるよう、日常こどもと接している民間団体との協働も明記してください。	ご指摘のとおり、こどもが安心して意見を言える環境や機会の充実を図るためには、地域でこどもと身近に接している支援者や団体等との連携・協力は不可欠ですので、基本施策1-1において、その旨追記させていただきます。	あり	p.77:「基本施策1-1」において、以下のとおり追記します。 [基本施策1-1] こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させる ◆ こどもが権利の主体として意見を表明し、社会に参画できる機会を 地域と連携・協力して 充実させます。
5	「「松戸市子ども総合計画」の周知・啓発」(p.84)について、こどもの権利の理解が普及するよう留意するとともに、周知・啓発だけではなく、策定・実施・評価においても、こどもの意見を聴取、反映するための取組を加えてください。	当事業は、本計画のこども向け冊子「こども版」を活用し、こどもの権利や本市のこども施策について、周知・啓発を行い、こどもや子育て当事者等から多様な意見を引き出すことで、本市のこども施策の充実や改善等を図るものですので、その旨を強調するため、当事業の概要説明に追記させていただきます。	あり	p.84:事業No.4「「松戸市子ども総合計画」の周知・啓発」の「概要」に、以下のとおり追記します。 「松戸市子ども総合計画」のこども向け冊子「こども版」を活用し、こどもの権利や市のこども施策について、こどもや子育て当事者、地域等を対象に周知・啓発を行い、 こどもや子育て当事者等から多様な意見を引き出すことで、本市のこども施策の充実や改善等を図ります。
6	p.84「学習指導要領に基づく授業での人権教育の実施」について、全ての小中学校、高校で、低学年の時期からこどもの権利や人権に関する教育を行ってください。低年齢から人権意識を持つことは、いじめなどあらゆる暴力への予防や早期対応につながり、こどもの意見表明の力を養うことにもつながります。また、共通のカリキュラムや教材を製作し、教職員や市民団体職員などの研修と人材派遣事業等をプログラム化し、質の高い人権教育の普及を行ってください。	人権教育については、各教科や特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特性を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて行うことが求められており、学年や学校種を問わず全ての学校において人権教育の一層の推進が必要であると考えております。人権教育の充実を目指した教育課程の編成、人権尊重の理念に立った生徒指導、人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくりを推進していきけるよう、啓発活動や教職員への研修会に取り組みでまいります。	なし	—
7	p.84「こどもの人権の周知啓発に関するリーフレット等の配布(小学校)」について、これまで毎年、小学校で千葉県発行の「子どもの権利ノート」が配布されていますが、原簿カラーのものが白黒印刷で、教員から生徒へ何の説明もなく配布されています。これでは、こどもや保護者には興味を持たれず理解・活用されにくいので、予算の無駄遣いだと思います。人権教育と併せて理解浸透を図りながら配布してください。新たに松戸市独自でリーフレットを作成、配布するのは大歓迎です。	千葉県発行の「子どもの権利ノート」について、県のHPにカラー版のデータが掲出されており、スライド資料として確認できるようになっております。市教育委員会としましては、「子どもの権利ノート」について各学校への周知を徹底し、児童生徒に対して、データの活用や共有といった啓発を推進してまいります。また、松戸市作成のリーフレットについては、国や県の施策を反映させた内容を継続配布してまいります。	なし	—
8	p.84「教職員への人権教育・研修の実施」について、全ての教職員を対象に定期的に人権教育や研修を行い、実際の学校教育・学校運営・こどもとの関わりの中で実践され、学校で全てのこどもの権利が守られるように取り組んでください。それがこどもの権利意識に大きく影響します。	現在の取組では教職員向けの研修として、千葉県教育委員会主催の研修会や松戸市教育委員会主催の研修会があり、全ての小中学校が参加しております。直面している人権問題についての知識理解の向上を図り、学校生活のあらゆる場面で、人権尊重の精神をもった授業づくり、校内環境づくり、教室環境づくりを進めるよう、啓発を進めてまいります。	なし	—
9	地域のあらゆる場所で、こどもの権利・人権教育を実施することを事業に加えてください。学校以外の場で過ごすこども、家庭、保育園や学童その他居場所などで、こどもと関わる大人に対しても、こどもの権利・人権教育を行ってください。さらに、全ての市役所職員へのこどもの権利についての理解が必要なので定期的な研修を行ってください。	本計画では、基本施策1-2において、「「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨や内容について、周知・啓発を行い、こどもが権利の主体であることについて、地域全体で共有を図ります。」としておりますので、当施策を着実に推進してまいります。	なし	—

No	意見の内容(要旨)	市の考え方	修正の有無	修正の内容
10	基本施策に、全てのこどもの権利が守られるため仕組みをつくることを加えてください。基本目標1を実現するためには、基本施策1-1、基本施策1-2だけではなく、虐待、いじめ、体罰など様々な形で子どもの権利侵害を受けている子どもたちの権利の回復と救済のための取り組みが不可欠です。 子どもの権利の総合的・包括的な視点で事業横断的に取り組まれる必要があります。教育委員会や行政機関とは独立した第三者のオンブズパーソン、子どもの人権擁護委員等の設置をしてください。「こどもの人権 110番」「こどもの人権SOSミニレター」は学校を通じて案内配布されていますが、子どもへの十分な説明・周知がされおらず実際あまり活用されていないと思われまます。	本計画では、基本目標6で「虐待やいじめ、犯罪等から子どもを守り、こどもが安全に安心して暮らすことができる」を掲げ、それを達成するために、基本施策6-1で「児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する」、6-3で「いじめや不登校、差別や偏見に苦しむ子どもを支援する取組や体制を強化する」を設定しておりますので、当施策を着実に推進してまいります。	なし	—
11	本計画の基本理念を確実に実現し、こどもの権利を大切にしまちづくりを進めるために、こどもの権利に関する条例の制定を検討してください。全ての市民がこどもの権利について共通認識を持ち、こどもの権利を保障する関係者の役割の確認、施策の実施と検証、こども参加や救済の仕組み等を示すための条例が必要です。	本計画では、本市のこども施策全般を体系化したもので、基本理念を具体化した7つの基本目標とそれを実現するための23の基本施策を設定しております。こうした中で、こどもの権利に関する条例の制定につきましては、費用対効果の観点からも課題が多いことから、現時点で条例を制定する考えはございませんが、本計画を着実に推進することで基本理念の実現を図ってまいりたいと考えております。	なし	—
(3) 妊産婦支援について：6件				
12	基本目標2「子育て家庭が地域から切れ目なく支えられ、妊娠・出産・子育てに対して、孤立感や負担感、経済的な不安を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合い、こどもが健やかに成長できる「まつど」を目指します。」に強く共感し、実現を期待します。支援が必要な妊産婦の多くは、成育背景において社会的資本が乏しく、また他者との信頼関係や自己肯定感を育む環境に恵まれなかったため、社会的に孤立しやすいことを痛感しております。	本計画の基本目標に共感いただき感謝申し上げます。ご期待に添えるよう、本計画を着実に推進してまいります。	なし	—
13	「妊娠期から出産・子育てまで一貫して、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援や、家事・育児支援を充実させます。」(p.86上段)について、伴走型相談支援や、家事・育児支援に加え、「生活支援」を追加することを提案します。支援が必要な妊産婦の「困難さ」は、家庭の経済状況、夫婦関係、こどもの特性、本人の成育歴、社会的資本の有無などが複雑に絡み合っていることを実感しています。そのため、支援内容にも柔軟性が求められる、切れ目のない支援メニューの整備が必要だと感じています。具体的には、家事・育児支援に加え、産前産後に安心して過ごせる一時的な住居の支援と、妊娠・出産期を孤独に過ごさないための「実家」のような生活環境の支援を充実させることを提案します。国においても、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上を図るため、一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業として、「妊産婦等生活援助事業」が創設されており、こども施策における妊産婦支援の重要性に鑑み、同事業の実施を提案します。	妊産婦が安心して環境の中で子育てと向き合えるよう生活全般を支援していくことは大変重要であると考えます。このため、伴走型相談支援により、妊産婦のニーズの詳細を把握し、必要な支援につなぐことに努めております。今後も継続的な支援のため関係機関との連携を図ってまいります。一時的な住居や食事提供等に関する「妊産婦等生活援助事業」については、今後事業の実施について検討してまいります。	なし	—
14	長男は無痛分娩を実施できる病院で出産できましたが、長女の時は病院に空きがなく、無痛分娩を実施できる病院での出産ができませんでした。妊婦の負担を減らす選択肢が取れるよう、病院などへの働きかけをしていただきたいと思います。	無痛分娩のニーズが高まっていることは認識しておりますが、無痛分娩については、産科医療機関の意向や方針に基づき実施されるものであるため、貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。	なし	—

No	意見の内容(要旨)	市の考え方	修正の有無	修正の内容
15	第1子、第2子出産時に産後ケアを利用させていただきとても助かりました。我が家は核家族世帯なのでどうしても人手が足りないところがあるので、産後の体力回復だけでなく、赤ちゃんとの接し方を学ぶのにも大きく寄与したと思います。	産後ケア事業をご利用とともに、温かいご意見を頂きありがとうございます。今後も、妊産婦やご家族が安心して子育てできるよう、基本施策2-1「こどもや家庭に寄り添った相談支援や家事・育児支援を充実させる」に掲載の事業と連携し、妊娠期からの切れ目ない支援の一つとして体制構築を進めてまいります。	なし	—
16	妻が出産直後に産後ケア事業を利用しました。母体の回復ができることはかなり有用でしたが、費用の関係からその後の体調不良時の利用は難しいだろうとも感じました。共働きかつ親族の支援が難しい家庭においては母親の負担が大きいこともあり、費用負担を軽くしていただきたいと考えます。	貴重なご意見をありがとうございます。本市の産後ケア事業の利用料は、所得に応じた減免措置を講じております。また、令和6年に改定された産後ケア事業ガイドラインにおいても、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、所得状況に応じた減免措置を整えるよう明記されております。既に所得状況に応じた一部利用料の軽減を行っておりますが、更なる利用料の軽減について検討を進めてまいります。	なし	—
17	5歳児健診があると、就学の不安が減りそうで助かります。	貴重なご意見ありがとうございます。安心して就学できるよう、5歳児健診の実施に向けて検討を進めてまいります。	なし	—
(4) 経済的支援について：6件				
18	インフルエンザのワクチン接種について、こどもは2回必要なので、費用の助成をしてほしいです。インフルエンザの流行状況を踏まえると、希望者は学校で集団接種できるようにしてほしいと思います。	こどものインフルエンザ予防接種の発症の防止効果は20～60%程度と言われており、感染及び発症予防に重点を置いた位置づけとなります。また、かつては定期予防接種として集団接種が実施されておりましたが、効果に疑問がもたれ、重篤な副反応が疑われる症例が発生したことから、ワクチンの接種によって、社会全体の流行を阻止し得ることを積極的に肯定する研究データが十分に存在しないことから、予防接種法改正により定期接種の対象から除外され任意接種となった経緯がございます。そのため、こどものインフルエンザ予防接種を含めた任意接種の予防接種の公費助成につきましては、個人予防に加えまして、まん延防止の必要性やその効果が期待できること等、国の動向を注視しながら、検討してまいりたいと存じます。この度は貴重なご意見を承り感謝申し上げます。	なし	—
19	保育料について、東京都のように第1子から無償にしないと、こども産む人は増えません。第2子半額、第3子の無償も、年の離れた兄弟には適応されないのので、対策を講じてほしいです。	保育料の減免拡充や無償化につきましては、ご指摘にある少子化対策や、就労人口の確保などの社会的な課題にアプローチできる施策と考えており、現在も研究を重ねているところでございますが、この施策の効果を高めていくためには、自治体単位ではなく全国的な取組となることの方がふさわしいとも考えておりまして、実施につきましては、国や県への働きかけも含めて検討しているところでございます。	なし	—

No	意見の内容（要旨）	市の考え方	修正の有無	修正の内容
20	長男は小規模認可保育所を利用しましたが、毎月5万円前後の負担が発生しました。生活を維持するために働かなければならない一方で、働くために子どもを預けることで大きな費用負担が発生します。今後の子育てにかかる金銭的な負担を考えると、利用料の低減や手当の充実により、実質的な負担をゼロに近づけるべきと考えます。	保育所のご利用には、受益者負担の観点から、保護者の所得に応じた保育料をご負担いただいておりますが、本市の保育料につきましては、国の定める利用者負担基準額を減額して設定しているところでございます。一例をあげますと、最も高い所得階層の世帯の保育料につきましては、国の基準額が104,000円であることに對し、本市では、64,700円へと減額し、差額に関しては、本市が負担しております。保育料のあり方につきましては、本市といたしましても、子育て世帯の経済的な負担軽減対策として重要な課題と認識しておりますことから、今後も様々な角度から検討を続けてまいります。	なし	—
21	こどもの医療費助成は、こどもが保育所に入ってから風邪を引くことが多くなったのでとても助かりました。	貴重なご意見ありがとうございます。	なし	—
22	我が家には現在こどもが2人（4歳と0歳）いて、3人目、4人目も産みたいと強く希望していますが、やはり我が家も経済的な事情から2人が限界ではなかろうかと夫婦で話しています。こどもの税金の控除等が復活すれば、少しは足しになるかも知れませんが、中々踏み切れない状況です。産めるうちに産めるような状況になるか、宝くじが当たらないかと願っています。	こうした状況は、本市も承知しておりまして、本計画書にも掲載させていただきましたが、本市が令和5年度に実施したアンケート調査では、理想的なこどもの数が実現できない理由として、就学前児童保護者、小学5年生保護者、中学2年生保護者のいずれにおいても、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多くなっております。このように、子育てに関する経済的負担感、ライフステージを通じて大きなものとなっておりまして、妊娠前から切れ目のない経済的支援が求められておりますが、本市の財政事情に鑑みますと、ニーズだけでなく、財源や費用対効果等も総合的に勘案する必要があります。妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減については、本市のみならず国全体の課題でもございますが、本市において最も適した経済的支援のあり方については、引き続き研究や検討を重ねてまいります。	なし	—
23	松戸市は交通の便もよく、子育て支援も充実しているため、とても魅力のある市だと思っています。しかしながら、物価や教育費等の高騰、各種増税により、核家族である私の家庭では子ども2人が限界です。国が行うこと、地方自治体が行えること、様々あると思いますが、共働き家庭でも金銭的な問題で3人目を諦めている現状をどうにかできないか、ご検討いただけると幸いです。	No. 22と同様	なし	—
(5) 保育所について：5件				
24	小規模保育を増やして、幼稚園での預かり保育を実施するよりも、保活しなくて済むように、0歳から5歳まで預けられる保育園を増やしてほしいです。	本市では、0歳から2歳児は小規模保育施設、3歳から5歳児は幼稚園の預かり保育の拡充を中心に整備を進めております。0～5歳児の認可保育所の整備については、保育需要等を見極めながら検討してまいりたいと考えております。	なし	—
25	上の子が新松戸中央保育所さんにお世話になっていますが、先生方はうちの子の話をじっくり聞いて下さるので、お陰様で楽しく通えています。どうもありがとうございます。	お子様が保育所で楽しく過ごしているとお言葉をいただき、大変嬉しく思っております。子どもたちが成長し、学び、遊ぶ大切な場所として、温かいコミュニケーションを心がけ、安心して楽しく過ごせる環境づくりにまい進してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	なし	—

No	意見の内容（要旨）	市の考え方	修正の有無	修正の内容
26	両親ともに育児休業となったことで、保育所に通う長男は保育短時間と認定されました。保育所の適正利用という面では仕方がないと思いますが、長男が「友達と遊ぶ時間が短くなって寂しい」と言っているため、もう少し長い時間利用できると幸いです。	育児休業中は家庭での保育が可能であるため、基本的には、保育所での「保育の必要性」はありませんが、松戸市では、退所によって生育環境が変化することが子どもの発達の上で好ましくないと判断し、保護者が育児休業を取得した場合でも、例外的に保育所の利用を継続できるよう取り扱っております。なお、利用時間につきましては、こうした「保育の必要性」の観点から、8時間までの短時間認定としておりますのでご理解いただきたいと思います。	なし	—
27	松戸市に魅力を感じて市内で住宅を購入した反面、こどもが通っている保育園が遠くなり、転園を希望していますが、転居に伴う転園は点数が低く困っています。経済的な事情で車を持つことが難しいため、送迎には自転車や電車を利用していますが、このままだと仕事への復帰は難しいので、転居等による転園にも柔軟に対応できる制度にしてもらえると助かります。それが難しければ、送迎ステーションや登園バスの拡充などで対応してもらえると、遠方の保育園に割当てされたときでも安心できると思います。	本市では選考基準上、転居に伴う転園を希望する場合（転居後住所が松戸市内に限る）、加点の対象としております。また、これまでは育児休業中の場合、転園はできないものとしておりましたが、保護者様からの要望をふまえ、令和6年度より転居等により在籍している施設への通園が困難な場合は例外的に転園申込を受付する運用に変更したところでございます。今後も引き続き、新規申込と転園申込の選考点数のバランスを考慮しながら選考基準の見直しをしております。送迎保育ステーションにつきましては、本市では幼稚園が保有している園バスを利用する幼稚園型送迎保育ステーションとして事業を行っております。保育所等におきましては、乳幼児（0～2歳）の安全面も考慮し、送迎については難しいものと存じます。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。	なし	—
28	自宅から保育所が離れているので、保育所までの送迎バスがあると助かります。	公立保育所では、公共交通機関や自家用車、自転車、徒歩などでの通園をお願いしております。また、民間保育所につきましては、園バスを所有している保育所がないことから、送迎の対応は難しいものと存じます。入所のお申し込みの際には、できる限り保護者の皆さまのご希望に沿った保育所をご案内できるよう調整を行っております。引き続き、地域全体の保育需要を踏まえ、偏りのない保育環境の整備に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。	なし	—
(6) 地域の子育て支援（ほっとる一む等）について：3件				
29	上の子は今4歳ですが、私たち親だけでなく、松戸のまちに育ててもらっているように感じます。地域の皆様が温かく見守ってくれて、ほっとる一むや保育所の先生方にも色々と助けてもらい、感謝の念が絶えません。私たちは松戸市内に家を購入したので、ゆくゆくは同じように手助けする立場になり、地域を支える1人になれるかなと思います。下の子も同じように育てていきたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。	なし	—
30	ほっとる一むはアクセスがしやすく、先生方も優しく接していただけのため、こどもも大変気に入っていますので、ぜひこのまま継続いただけると幸いです。	貴重なご意見ありがとうございます。	なし	—

No	意見の内容(要旨)	市の考え方	修正の有無	修正の内容
31	ほっとる一むでの子どもの一時預かりについて、預かりの予約を前日や当日の利用したい時間の直前(例えば1時間前)でも受け付けてもらえるかと大変助かります。現在、予約は3日前の16時までと案内されています。しかし、p.112の「保護者の声:保護者が病気になる時など、急でも子どもを預けられる仕組みがあると、ありがたいです。」にあるように、急な体調不良に対応してほしいです。体調を崩すタイミングは3日前には分かりません。人員配置の点からは難しいかもしれませんが、例えば急な予約でも対応できるように、常にプラス1名スタッフを配置しておいてはいかがでしょうか。	ほっとる一むの一時預かり予約は原則3日前までとさせていただきます。当日の利用状況等によっては受け入れが可能な場合がございます。貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	なし	—
(7) こどもの体験・居場所について: 4件				
32	青少年会館に3×3バスケットボールコートが整備されましたが、他の公園にもスポーツができて、幼児でも利用できる環境があると助かります。親子で遊ぶ際の選択肢が増え、こどものスポーツに対する興味や関心にもつながります。	公園内のスポーツ活動においては、令和5年にスケートボードエリアを整備した松戸運動公園をはじめとして、常盤平地区にある金ケ作公園や小金原地区の小金原公園等比較的規模の大きいグラウンドを備えた公園では、多くの市民の方にご利用いただいているところです。また、幼児を含めた様々な世代の方・身体的なハンディキャップをお持ちの方でもご利用いただけるインクルーシブ遊具についても、21世紀の森と広場や小金原公園へ設置しており、今後も順次さまざまな公園に設置を行っていく予定です。ご意見いただいたバスケットボールのゴールについては、令和7年1月現在、松戸市が管理する公園においては、大流公園(松戸市横須賀2丁目・面積約3,200㎡)、つばめ公園(松戸市小金原2丁目・面積約4,300㎡)の2か所となっておりますが、バスケットボールについては、ドリブル等によるプレー時の音が大きく、近隣の騒音等の懸念から新規の設置は近年行っていない状況です。今後は、地域からの町会単位での要望等があった際には、公園の規模や特性、周辺環境を踏まえたうえで設置の検討を行ってまいります。	なし	—
33	部活動の地域移行について、持続性や質を確保するためには、指導者への十分な対価が必要だと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。部活動の地域展開の今後の検討において、今後の参考とさせていただきます。	なし	—
34	p.107の「基本施策3-1」で「安全安心で質の高い幼児教育・保育を提供する」と掲げられ、その具体策のひとつとして、p.110に「保育所(園)への巡回」が挙げられています。このような重大事故防止のための施策は大変有効であると考えられ、高く評価したいと思います。しかしながら、重大事故防止という観点からは保育所だけではなく、放課後児童クラブや放課後KIDSルームにも必要であると考えます。p.143の「基本施策5-2 こどもの体験や交流、生活の場となる居場所づくりを推進する」では、安定的運営と施設の確保はこれまでも十分に取組まれていると推察します。その上で「重大事故防止につながる事業や相談窓口の構築などを計画に取り入れ、より育成の質を上げていただくことを望みます。	放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームにおいて、育成の質の向上及び事故防止の取組として、市職員による定期的な施設の巡回を行い、日々の育成内容や施設設備の安全確認を実施するとともに、事故報告書から原因等を分析し、再発防止のため、必要に応じて指導を行っております。また、放課後児童クラブについては、市主催の事故防止に係る研修の開催や、各施設の安全計画に基づく訓練等の実施確認をしているところでございます。引き続き、児童の安全で安心な育成を行うため、運営事業者と連携し、放課後の居場所づくりを推進してまいります。	なし	—

No	意見の内容（要旨）	市の考え方	修正の有無	修正の内容
35	中高生の居場所については地域偏在が見受けられるため、松戸地区、新松戸地区にも青少年プラザ機能を有する施設を充実させることを望みます。	松戸市青少年プラザは施設規模も大きく、ほぼ毎日利用できる状況に対し、他の中高生の居場所は、公共施設の一部を借りて運営している場合もあり、小規模で利用時間や曜日が限定されております。今後につきましては、開設時間・日数等の増加を図るとともに、どの地域においても、子どもたちが気軽に活用できるよう、居場所の拡充を進めてまいります。また、子ども一人一人が自分に合った居場所を持てるよう、子どもの意見を聴きながら、子ども目線による多様な居場所づくりを推進してまいります。	なし	—
(8) 子育てにやさしい街づくりについて：2件				
36	松戸駅や新八柱駅の新京成線との乗換が非常に大変です。特に松戸駅は改札の幅が狭く、ベビーカーを使っていると出入りが大変です。	松戸市では交通バリアフリー法に基づき「松戸市交通バリアフリー基本構想」を定め、重点整備地区を中心に公共交通機関や鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進してまいりました。鉄道駅においても、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、鉄道事業者とともにエレベーターや内方線付き点字ブロック等の設置など、安全な駅環境づくりを推進しているところです。ご指摘につきましては貴重なご意見として承り、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	なし	—
37	常盤平－新松戸間は「歩道がガタガタ」「そもそも歩道がない」「路側帯に電柱があり車道を通行しなければならない」など、危険を感じる道が少なくありませんので、全体的に道路の整備を実施してもらえると幸いです。	市内の歩道の維持管理については、日常的なパトロールを行うとともに、市民の皆様からいただいたご要望について、現地確認を行った上で必要に応じて可能な限り、対応を行っております。今後も引き続き、安全・安心に道路を利用できるよう、適正な維持管理に努めてまいります。	なし	—
(9) 学校給食について：1件				
38	子どもたちの給食について、地産地消だけでなく、なるべくオーガニック食材を使用してほしいです。難しければ、化学調味料の使用を避けて、米食を増やしてほしいです。また、コロナ禍以降、机を寄せ合ってグループで食べる機会が失われ、黙食のような静かな環境で食べていると聞くので、子どもが楽しく給食を食べられるようにしてほしいです。	オーガニック食材については、価格面や各学校で使用する充分な量の食材の確保など課題があるため、使用については難しい状況です。だしをとる場合は、かつお節や昆布を使用し、化学調味料の使用を避けることに努めております。各学校の栄養士が学校給食摂取基準をふまえて、多様な食品を適切に組み合わせ、献立を作成しており、現段階では、米飯を増やす予定はありません。給食時間は、食育の観点からも児童生徒が食事をしながら大切なコミュニケーションを図る場であり、人間関係形成能力を身に着ける重要な役割であると認識しております。現在、学校給食では、黙食の指導は、行っておりませんが、感染症等が拡大する場合については、「大きな声での会話を控える」など各学校、各学級にて対応しております。	なし	—

No	意見の内容(要旨)	市の考え方	修正の有無	修正の内容
(10) 児童虐待、いじめ等への対応について：3件				
39	p.154「基本施策6-1 児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する」の「施策の背景」の2点目で、児童虐待相談対応件数の増加が述べられていますが、児童虐待に至る家庭の多くが、妊娠期から支援を必要としています。こども家庭審議会の「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第1次～第20次報告)」によると、心中以外の虐待死事例において、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」「妊婦健康診査未受診」「妊娠届の未提出(母子健康手帳の未交付)」「若年(10代)妊娠」が多いことが報告されております。これは、「基本施策6-1」における「妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供し、児童虐待を予防する」施策の重要な背景に該当すると考えます。そのため、「施策の背景」に、妊娠期・周産期の問題との関連性についても追記すること提案します。	妊娠期や周産期の課題を背景として、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供する必要があると認識しております。施策の背景に追記します。	あり	p.154「基本施策6-1 児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する」の「施策の背景」の3点目として、以下のとおり追記します。 ・こども家庭審議会の「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第1次～第20次報告)」によれば、虐待による死亡事例(心中以外)の約半数は、0歳児が占めており(図表5-7)、その背景には、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」、「妊婦健康診査未受診」、「妊娠届の未提出(母子健康手帳の未交付)」、「若年(10代)妊娠」等があるとされていることから、妊娠期から切れ目なく家庭に寄り添い、個々の状況に応じて、必要な支援につなげる必要があります。
40	p.154「基本施策6-1 児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する」の「施策の背景」の3点目に、こども家庭センターと地域のネットワークの関係が述べられていますが、目的を達成するために、「妊産婦・子育て家庭と接点を有し得る多様な関係機関(民間主体を含む)との日常的な連携関係を構築」に関する記載を提案します。こども家庭庁の「こども家庭センターガイドライン」における「関係機関との連携について」にあるとおり、こども家庭センターにおいては、地域における母子保健や子育て支援に携わっている関係者との連携が欠かせません。	こども家庭センターは地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援を担うため、母子保健や子育て支援に携わっている関係者との連携は欠かせません。基本施策6-1において「要保護児童対策地域協議会等、地域のネットワーク」と示しているとおり、多様な支援機関と連携して適切な支援を行います。	なし	—
41	p.161「基本施策6-3」では、「いじめや不登校、差別や偏見に苦しむ子どもを支援する取組や体制を強化する」ため、多くの施策を掲げています。現在、松戸市では「松戸市いじめ対策基本方針」の策定を進めていることから、基本施策6-3のどこかに「松戸市いじめ対策基本方針」を強調するような文言を取り入れるべきと考えます。	現在、社会総がかりのいじめ防止対策を推進できるよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、「松戸市いじめ防止基本方針」の策定を進めております。本計画においても、「いじめ相談・いじめ防止対策」事業の事業概要に「松戸市いじめ防止基本方針」を盛り込むよう進めてまいります。	あり	p.168: No.176「いじめ相談・いじめ防止対策」の「概要」に、以下のとおり追記します。 児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめ電話相談を運営します。また、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努めています。そして、令和7年4月からは、「松戸市いじめ防止基本方針」を策定、施行します。
(11) 児童発達支援、障害児支援等について：12件				
42	松戸市のこども発達センターは基本的に就学前まで対応しているが、就学後に発達の課題が顕著になるケースも多くなっています。しかし、教育、療育、支援、発達に関する相談先が不明確で、家庭や学校でも困惑することが多いので、18歳まで対応できるこども発達センターの機能が望まれます。また、学習障害のこどもたちについても、専門的な療育や訓練を行ってもらえる場所も明確になっておらず、市外や遠方まで行かざるを得ない状況なので、学習障害に特化したセンターの設立も望まれていると思います。	貴重なご意見ありがとうございます。ご案内のとおり、こども発達センターは、早期発見・早期療育の観点から、基本的には就学前のお子様を対象としております。切れ目のない支援の必要性は認識しておりますが、現状の施設規模や人員配置上、現時点では対象年齢の拡大は困難なものと考えております。	なし	—

No	意見の内容（要旨）	市の考え方	修正の有無	修正の内容
43	重度の障害があるお子さんについては、放課後児童クラブだと受入れは困難で、放課後等デイサービスについても、受入れ先を見つけること自体が難しい上、長期休み中では受入れは早く朝9時以降がほとんどです。こうした状況では、保護者がフルタイムや正規雇用で働くのは困難であり、短時間勤務等についても、収入や仕事内容の面から難しい場合もあるので、預かり先がスムーズに確保できる体制や、保護者が不在でも居宅で見守りをしてもらえるような支援が求められていると思います。	これまでも「松戸市重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金」等により、事業所の開所時間の延長支援を通じて、保護者の負担軽減に寄与しております。当課所管の附属機関における会議において、委員より「法的には雇用関係の中で対応すべき問題である」旨、ご意見いただき、同会議内で共有させていただいていることに鑑みても、事業所の開所延長については、個々の利用のマッチング、事業所の健全経営を前提とした人員の確保及び配置等、複数の要素が絡み、実効性に関し難しい面もあると認識しておりますが、今後も朝9時以前の開所を促すなど、保護者の負担軽減への寄与に努めてまいります。	なし	—
44	発達に課題があるこどもの学びを切れ目なく支援するためにも、福祉と教育の縦割りをなくし、子ども部、福祉長寿部、教育委員会が連携して、教育現場での施策を進めてほしいです。	ご意見のとおり、福祉と教育の縦割りをなくして切れ目のない支援を提供することは、行政にとって喫緊の課題であると考えております。特に未就学期から就学期へと転換する時期には、お子さんを取り巻く環境が大きく変化し、必要な支援が行き届きにくい状況がございます。教育現場と連携した支援は、教育委員会だけで実施することは困難であることから、必要な支援のニーズを把握したうえで、福祉部門と教育委員会が課題を共有し、情報連携していけるような仕組みを検討してまいります。	なし	—
45	放課後等デイサービス（放デイ）の利用においては、定員の問題や人手不足、障害特性により受入れが難しい状況が続いています。保護者や相談員は複数の施設を探し回る必要があり、受入れまでかなりの期間を要するケースも少なくないです。そのため、受入れ状況や対応可能な障害特性等の事業所情報の一元化や、個々のこどもに応じた支援のコーディネートが望まれます。また、福祉分野の人材不足が課題となる中、児童発達支援・放デイ事業所の連絡協議会を設置する等により事業所間の連携を進め、お互いの業務内容や得意な障害分野等が共有できれば、人材育成や人材協力等、相互支援体制の構築にもつながると思います。こうした協議会をサポートしたり、市民へ情報発信を効果的に行うためにも、こども発達センターの中に児童発達支援・放デイの情報収集・コーディネート機能があるとよいと感じます。	貴重なご意見ありがとうございます。児童発達支援・放デイ事業所に対する支援につきましては、こども発達センターにおいて研修会の開催や連絡体制を構築し、地域通所事業所の強化を目指します。ただし、こども発達センターは就学前児童への療育に特化していることから、就学後の児童が通う事業所への支援は、民間の事業所の協力を得る等、面的に対応してまいります。	なし	—
46	松戸市は、医療的ケア児のみならず、発達障害のこどもの短期入所施設についても十分には整っていないので、その確保は喫緊の課題だと感じます。保護者とこどもの関係がうまくいかず、少し距離を置いたほうがいいのかや、専門的な視点で生活のリズムや服薬の効果を見極められる場所が発達障害のこどもにも必要です。障害を持つこどもの兄弟にとっても、自分たちにとって親の目が向く時間を確保していくことは、兄弟の育ちにとっても非常に大切だと思います。	施設の設定は、地域の需要とそれに対応する専門職、場所の確保等、設置する側の経営的な判断に基づく面が大きいですが、短期入所施設のニーズは、市においても把握しており、引続き「松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金」を通じて、介護者のレスパイト・きょうだい児支援を担う事業所の受け入れ体制を整備してまいります。	なし	—
47	学習障害などは就学以降に学習困難で発見されることが多いが、増え続けるグレーゾーン支援はこのままでは膨らむ一方なので、就学以降に支援につながりやすくなる上でも、「事業所ガイドブックの作成及び公表」（p.179）、「支援者向け早期相談支援マップの作成及び周知啓発」（p.181）や、保護者自身でまとめる「ライフサポートファイル」（p.179）、保護者が障害について支援について学ぶ「支援者向けペアレントトレーニング研修会」（p.181）等、行政だけでなく保護者や支援者等の関係者の学びを推進するのはよいことです。	ご意見ありがとうございます。関係機関と連携しつつ、引続き支援者および保護者の支援をおこなってまいります。	なし	—

No	意見の内容（要旨）	市の考え方	修正の有無	修正の内容
48	こどもの障害についての告知は、現場の職員にとっても負担となるので、民間団体とも連携しながら、保護者が気負わずに障害について知る機会を増やしてはどうでしょうか（健診会場で楽しい啓発ブースを設ける等）。	こどもの発達については、受け取り方や反応が様々であるため、保護者に伝える際は、個々に合わせた対応が必要であると認識しております。引続き関係機関と連携しつつ、支援者向けのペアレント・プログラム等の研修会等を実施し、地域での支援体制の整備を図ってまいります。	なし	—
49	読書バリアフリーの取組として、図書館や学校の図書室等で「りんごの棚」の設置を推進してはどうでしょうか。	松戸市立図書館では「本の楽しみ方サポートコーナー」という名前で年代を隔てず点字の本、大活字本、LLブック、布の絵本などをまとめて紹介しておりますので、引き続きこうした取組を推進してまいります。また、学校図書館については、図書館長である学校長を中心とし、各学校にて、実態に応じた選書や配置を行っており、まさに「りんごの棚」の理念にかなう場所であると考えております。今後も、全ての児童生徒を対象とした、親しみやすい学校図書館の運営を推進してまいります。	なし	—
50	p.182「指導者の人材育成（個別の指導計画の活用・交流及び共同学習の実施）」について、現状の教員だけで賅うには限界があるため、船橋市のように「スクールアシスタント」等を採用してはどうでしょうか。	今後とも会計年度任用職員の採用等、人材の確保に努めてまいります。	なし	—
51	情緒学級のひとクラスの最大児童数は8名ですが、1名の教員と1名の補助員では対応に限界があります。特にかんしゃくを起こす児童の対応に追われると、他の児童は自習にせざるを得ず、学習障害を持つ児童は何も手につかず1日を終えることも頻繁にありました。教員と補助員の人員体制を変更せずに運営する場合、8名という児童数設定を見直す必要があります。教育委員会へ補助員の増員を要望しましたが、「規定の人数で問題はない」とされました。しかし、現場ではまともに授業を受けられる状況ではありません。	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、特別支援学級の1学級の児童生徒数は8人を標準としています。そのため、1学級に対して配置される教員の定数は、所属する児童生徒数に応じて変わってきます。個別に支援が必要な児童生徒に対しては、保護者と協議しながら支援員や看護師などを派遣することもございます。	なし	—
52	情緒学級では、聴覚過敏やかんしゃく、学習障害など様々な特性を持つ児童が混在しています。特に学習障害を持つ児童は学びづらそうな状況が目立ちます。また、紙媒体の教材に依存している学校では、読み書き障害を持つ児童の学びが止まってしまうこともあります。ICT機器は非常に有効なツールですが、現場では合理的配慮としての導入が進んでいません。学習障害を持つ児童に特化したクラスを設けることで、児童も教員もより適切なカリキュラムを進めやすい環境が整うと考えます。また、ICT機器（例：マルチメディアデジ等）の活用方法についても教員への研修を強化し、紙媒体と並行した授業運営ができる環境整備が必要です。	学習障害などの様々な特性のある児童生徒への支援方法については、今後も各校への啓発及び研修内容の充実に努めてまいります。また、ICT教材（デジ教科書等）の活用方法についても研修会等を通して、教職員への理解を深めてまいります。	なし	—
53	外国人の児童生徒に対するフォローが不十分だと感じます。各学校で、学級誌や手紙、長期休みの宿題等をフォローする人員が必要です。	対象の児童生徒へのフォローは、担任だけでなく学校体制で対応するように各学校に指導していきます。加えて、日本語指導などが充実するように日本語指導補助員や日本語ボランティアといった人員を適宜配置してまいります。	なし	—

No	意見の内容（要旨）	市の考え方	修正の有無	修正の内容
(12) 子ども・子育て支援事業計画について：1件				
54	第6章の子ども・子育て支援事業計画ですが、「量の見込み」「確保方策」の内容がわかりづらいと思います。	p.198に記載のとおり、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」とは、各種事業や施設の需要（利用者数等）の見込み、「確保方策」とは、「量の見込み」に対応するための供給目標（施設の定員等）を表しておりますが、需給計画という性質上、数値や数表の記載が中心となり、これまでも見づらい、わかりにくいといったご意見をいただいております。そのため、第6章の子ども・子育て支援事業計画については、数値や数表の見える化（グラフ化等）や、デザイン・レイアウトを工夫する等、読みやすさの向上を図ります。	あり	「第6章 子ども・子育て支援事業計画」の部分については、数値や数表の見える化（グラフ化等）やデザイン、レイアウト等を工夫することにより、可読性、視認性、判読性の向上を図ります（調整中）。